

# 障がい者相談員のてびき

大 阪 府



## 目次

1	相談員制度のあらまし.....	1
	(1) 相談員制度の趣旨.....	1
	(2) 相談活動の重要性.....	1
	(3) 相談員の委嘱.....	2
2	相談員の役割.....	2
3	相談員の心がまえ.....	3
	(1) 地域の実態を把握する.....	3
	(2) 実態把握の方法.....	3
	(3) 相談員であることを地域に知ってもらう.....	3
	(4) 福祉制度やサービスの現状を把握する.....	3
	(5) 面談を行う場合の心がまえ.....	4
4	記 録.....	5
	(1) 記録の必要性（適切な支援を行うための基礎資料）.....	5
	(2) 活動記録とその報告.....	5
5	個人情報の取扱いについて.....	6
6	相談員研修.....	6
7	「障がい」とは.....	6
	(1) 「身体障がい」とは.....	7
	(2) 「知的障がい」とは.....	7
	(3) 「精神障がい」とは.....	8
8	障がい者手帳制度.....	8
9	障害者総合支援法について.....	8
10	障がい者総合支援制度.....	10
11	相談支援制度について.....	11
	(1) 市町村による障がい者相談支援事業.....	13
	(2) 基本相談支援.....	14
	(3) 計画相談支援.....	14
	(4) 地域相談支援.....	15
	(5) 障がい児相談支援.....	15
	(6) 基幹相談支援センター.....	15

1 2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について .....	16
1 3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について .....	21
(1) 障がいを理由とする差別について .....	21
(2) 大阪府障がい者差別解消条例について .....	22
(3) 大阪府障がい者差別解消ガイドラインについて .....	22
1 4 身体障がい者相談Q & A (質問と答え) .....	25
(1) 高齢の両親が介護をしている重度重複障がいのある方 .....	25
(2) 人生半ばでの障がいを受け止めきれず家に閉じこもりがちな方 .....	27
(3) 下肢の障がいがあり単身生活をしている方 .....	29
(4) 障がいを受けとめられずに精神的に不安定な方 .....	30
(5) 交通事故の後遺症で人が変わったような行動をとる方 .....	31
(6) 視覚障がいの進行に不安を抱きながら働いている方 .....	33
(7) 寝たきりで昼夜を問わず大声を発する方 .....	34
(8) 施設入所中で職員の態度に不満を持っている方 .....	35
(9) 聴覚障がいのため病院でのコミュニケーションに困っている方 .....	37
(10) 「訪問販売員」とのトラブル .....	38
(11) 家族が入院したため食事づくりで困っている視覚障がいの方 ..	39
(12) 自分の趣味をもっと深めたいと思っている視覚障がい者の方 ..	40
(13) じん臓透析を受けるため通院の必要な方 .....	41
(14) 右下肢に障がいのある高齢の方 .....	43
(15) 自立生活を希望する脊髄損傷の方 .....	44
(16) 介護保険によるデイサービスにももの足りなさを感じている方 ..	45
(17) 介護保険による制度移行に戸惑っている方 .....	47
1 5 知的障がい者相談Q & A (質問と答え) .....	49
(1) 昼間も在宅で活動の場がない方 .....	49
(2) 家事援助が必要な方 .....	51
(3) 高齢の保護者から遺産相続を受ける方 .....	53
(4) 親の会の支援で単身生活し、生活介護事業所に通所中の方 .....	55

（５） 高齢の保護者と同居中の方 .....	57
（６） 高齢で、介護保険の利用の検討が必要な方 .....	58
（７） グループホームの利用を希望されている方について .....	59
<b>16 精神障がい者相談Q &amp; A（質問と答え） .....</b>	<b>61</b>
（１） 家事に不安のある方 .....	61
（２） 本人の就職を希望している家族について .....	63
（３） 同じ立場の友人がほしい方 .....	65
（４） 服薬に不安を感じている方 .....	66

# 1 相談員制度のあらまし

## (1) 相談員制度の趣旨

相談員制度は、日常生活上のさまざまな身近な問題について、障がい者またはその保護者等からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、福祉事務所や市町村等の行政機関に協力し、障がい者福祉について積極的に啓発・普及活動をすすめる、地域活動推進のための重要な役割を担うことを目的としてできたものです。

こうしたことから、相談員は社会的信望があり、障がい者の自立と支援に熱意と識見を持っておられる方をお願いしています。

## (2) 相談活動の重要性

障がい者が地域で生活をしていくには福祉施策の充実や各種サービスの提供とともに相談・支援活動が必要です。また、地域の人々の障がい者への理解と適切な支援、温かい交流が重要な要素となります。したがって、地域で障がい者やその保護者等の立場に沿った相談活動を担う、相談員の存在と役割は大きいといえます。

そのため相談員は、

- ① 行政の機能の及ばない領域を補完するとともに、自身の豊かな人生体験や、関係する団体・グループ等の組織活動の経験を生かして、相談・支援活動を行います。
- ② 制度やサービスの利用を希望する方、または障がいを理由とした悩みや心配を抱える方と行政や支援機関をつなげるパイプの役割を務めます。
- ③ 地域の行事や団体の事業活動に積極的に参画し、障がいと障がい者に対する正しい認識と理解を広めることに努めます。

### (3) 相談員の委嘱

原則として、  
身体障がい者相談員は身体障がい者自身  
知的障がい者相談員は知的障がい者の保護者  
精神障がい者相談員は精神障がい者自身及びその家族  
の方に委嘱します。

身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成 24 年 4 月より市町村長が相談員を委嘱しています。

精神障がい者相談員については、原則として 65 歳未満（再任の場合は 75 歳未満）の方で、福祉事務所長等の推薦を経て大阪府知事が委嘱します。委嘱期間は原則 2 年です。なお、平成 23 年 4 月より、「大阪版地方分権推進制度」に基づき、希望する市町村に順次権限を移譲しています。

## 2 相談員の役割

- ① 福祉制度やサービスの利用、就学、就職等について必要に応じて関係機関に紹介します。
- ② 家庭での生活、療育等に関する相談に応じ、必要な支援を行います。
- ③ 障がい者が地域で活動しやすくなるように関係機関に協力し、連携を図ります。
- ④ 障がい者が地域で活動しやすくなるように、障がい者に対する府民の認識と理解を深めるよう努めます。
- ⑤ 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ⑥ その他
  - ・ 障がい者の福祉の向上に役立つと思われる種々の催し物や行事には積極的に参加することが望まれます。

- ・ 各種団体などが自発的に障がい者のための活動を行う際に協力を求められたときは、その活動の趣旨や内容を十分検討し、必要と考えられる場合には積極的に協力することが望まれます。

### 3 相談員の心がまえ

#### (1) 地域の実態を把握する

相談員業務を円滑に進めるためには、地域の障がい者の状況を可能な限り正確に把握しておく必要があります。

#### (2) 実態把握の方法

① 地域の障がい者や障がい者団体及び福祉事務所等の人たちと話し合い、その中から地域の障がい者に共通した問題や支援の必要な人などを把握します。

② 障がい者団体の会合や各種の研修会・講演会等に積極的に参加するとともに、その中からいろいろな問題を把握します。その際、福祉事務所等の職員から助言・指導を得ることも大切です。

#### (3) 相談員であることを地域に知ってもらう

担当地域内の障がい者や家族の中には、誰が相談員であるのか知らない人もいると思われれます。

そこで、地域内での障がい者団体の会合や家族の会及び研修会等に積極的に参加したり、各種団体等の機関紙（誌）等を通じ、自分が相談員であることを知ってもらう必要があります。

#### (4) 福祉制度やサービスの現状を把握する

① 大阪府の『福祉のてびき』などを読み、障がい者福祉施策の現状を十分に知っておく必要があります。



○福祉のてびき（大阪府ホームページ「福祉のてびき」で検索）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

- ② その他の福祉関係の資料も機会があるごとに読み、概要を十分理解して相談・支援にあたることが望めます。
- ③ 関係法令等の改正や福祉施策の見直しは、しばしばありますので、それらについてもできる限り把握するよう関心を持ってください。また、福祉事務所等の関係機関と連絡を取り、常に最新の情報を得るようにしてください。

(5) 面談を行う場合の心がまえ

- ① 落ち着いた静かな場所を選び、第三者に聞かれないように配慮してください。
- ② 話しやすい雰囲気をつくり、まずは相手の話をよく聴いてください。（話し上手より聴き上手であることが大切です。相手の身になって聴くようにしてください。）
- ③ 分からない点は率直に聞いてください。（ただし、相手が話したまらない場合は、無理に聞き出さないようにしましょう。）
- ④ 制度などについて知らないことは、あやふやに答えず、調べて、あとで答えたり、専門の機関を紹介してください。
- ⑤ 自分の価値観で批判・評価したり、自分の考えを押しつけないようにしましょう。
- ⑥ 相手の人格を十分に尊重してください。
- ⑦ 問題を抱え込んで自分だけで解決しようとしないようにしましょう。
- ⑧ 相談内容は外部に漏らさないようにしましょう。専門機関に引き継ぐ場合等、情報を第三者に伝える場合は、相手の同意を得てください。

## 4 記 録

### (1) 記録の必要性（適切な支援を行うための基礎資料）

- ① 相談の経過が明らかとなり、その経過を踏まえた支援の方向を見いだすことができます。また、新たに相談を受けたときに、過去に同じような事例があれば参考にすることができます。
- ② 記録することにより、相手と話し合っている時には気づかなかつた問題や助言で不足した事柄、支援の方法を発見することがあります。
- ③ 研修会などで事例検討を行うときの資料として大いに役立つとともに、他の相談員や関係者から適切な助言を受けることができます。なお、研修資料として活用する場合は、プライバシーに十分配慮してください。
- ④ 相談員活動は、任意の個人的活動でなく、制度として行われるものですから、活動の内容がいつ後任者と代わっても理解できるようにしておく必要があります。
- ⑤ 記録の取扱いは、プライバシーの保護に十分留意してください。

### (2) 活動記録とその報告

ケース記録簿と業務報告書により、毎月の相談件数や活動状況を記録します。大阪府から委嘱を受けた相談員は、業務報告書を年1回、福祉事務所・町村障がい福祉担当課を通じて大阪府（福祉部障がい福祉室地域生活支援課）に提出することになっています。

## 5 個人情報 の 取扱いについて

相談員は、相談を受けた内容について個人情報の保護が図られるよう十分に留意しなければなりません。

相談員は、相談業務にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければなりません。

- ① 相談員は、相談業務に関して知り得た情報は、本人の了解を得た上で後任者に引き継ぐ場合、あるいは福祉事務所・町村障がい福祉担当課へ引き継ぐ場合等を除き、他人に知らせ、また本来の目的以外に使用してはなりません。
- ② 相談員は、委嘱が解かれた後においても、知り得た情報を他人に知らせてはなりません。
- ③ 相談員は、相談業務の記録について、適切に管理しなければなりません。
- ④ 相談員は、相談業務が終結し、知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに記録等を廃棄し、または消去しなければなりません。

## 6 相談員研修

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員の方を対象に、それぞれ年に1回以上研修を実施しています。

なお、実施にあたっては、各相談員に事前に案内します。

## 7 「障がい」とは

「障がい者」という特別な人が存在するかのような理解ではなく、「障がい」とは、「ある個人とその環境との関係としてとらえることが、より建設的な見方であろう（国際連合が策定し

た国際障害者年行動計画から)。」と示されるようになりました。

障がいに関する国際的な分類としては、WHO(世界保健機構)が採択した国際生活機能分類(ICF)があります。ICFでは、障がいのあることが、人を全てに亘ってマイナス面に押し留めるとは考えずプラスの側面を多く持っていること、障がい者一人ひとりの「活動」や「参加」のあり様は「環境」によって大きく変化することを強調しています。

### (1)「身体障がい」とは

身体障害者福祉法に定義され、身体障がいの種別は、以下のよう分類されます。

- (a) 視覚障がい
- (b) 聴覚または平衡機能の障がい
- (c) 音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい
- (d) 肢体不自由(上肢機能障がい、下肢機能障がい  
体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)
- (e) 心臓機能障がい
- (f) じん臓機能障がい
- (g) 呼吸器機能障がい
- (h) ぼうこうまたは直腸機能障がい
- (i) 小腸機能障がい
- (j) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
- (k) 肝臓機能障がい

### (2)「知的障がい」とは

わが国では法定化されていませんが、厚生労働省が実施する「知的障害児(者)基礎調査」では、「知的機能の障がいが発達期(概ね18歳まで)にあらわれて、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にあるもの」と定義しています。

### (3) 「精神障がい」とは

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による定義では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患が対象とされています（ただし、精神障がい者保健福祉手帳の交付は、知的障がいを除きます）。

## 8 障がい者手帳制度

障がい者の福祉の促進を図るために、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を交付しています。詳しくは、『福祉のてびき』等を参照してください。

○福祉のてびき（大阪府ホームページ「福祉のてびき」で検索）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

## 9 障害者総合支援法について

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日より「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記する。）」に改正されました。

### 【主な改正点】

#### (1) 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられました。

## (2) 障がい者の範囲

障がい児・者の範囲に難病患者等が加わり、障がい福祉サービス等の対象となりました。令和3年11月1日より、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲は366疾病へ拡大されました。

## (3) 障がい支援区分の創設

平成26年4月1日より、「障がい程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改められました。

※ 障がい支援区分の認定が知的障がい者・精神障がい者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等が行われます。

## (4) 障がい者に対する支援

### ① 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象は「重度の肢体不自由者」とされていましたが、「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するもの」に対象が拡大されました。

### ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

### ③ 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から拡大されました。

### ④ 地域生活支援事業の追加

障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が必須事業として追加されました。

## 【障害者総合支援法の改正について】

令和4年12月10日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）が、国会で可決・成立し、同日公布されました。改正法の施行日は、令和6年4月1日（一部は公布の日、令和5年4月1日等）です。改正法の内容（一部抜粋）は以下のとおりです。

### 1. 障がい者等の地域生活の支援体制の充実

- (1) 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが、法律上明確化されました。
- (2) 障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされました。

### 2. 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援

就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施することとされました。

## 10 障がい者総合支援制度

障害者総合支援法に基づくサービスには、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、相談支援や意思疎

通支援、移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあります。

これらの制度を利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で、指定事業者等と契約を行うこととなります。

介護給付、訓練等給付の共同生活援助（介護を伴う場合）を受けようとする場合は、障がい支援区分の認定が必要となります。詳しくは、『福祉のてびき』等を参照してください。

○福祉のてびき（大阪府ホームページ「福祉のてびき」で検索）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

## 1 1 相談支援制度について

相談支援の体系は次表のとおりです。

市町村は障害者総合支援法第 77 条第 1 項に基づき、いわゆる一般的な相談支援を行うこととされています。なお、この業務の一部または全部を指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託して実施されている場合もあります。また、サービス等利用計画作成のための相談支援は、「計画相談支援」（個別給付）として位置付けられ、地域移行及び地域定着のための相談支援は「地域相談支援」（個別給付）として位置付けられています。さらに、障がい児が障がい児通所支援を利用する際の計画作成についても「障がい児相談支援」として位置付けられています。

こうした計画作成等に至るまでに必要な相談支援は、「基本相談支援」として各事業のベースに位置付けられています。



## 「障がい者の相談支援体系」

市町村による  
相談支援事業

市町村／指定特定（計画作成担当）・一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）に委託可

○障がい者・障がい児等からの相談（交付税）

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）

※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援（個別給付）

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

○基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談）

地域移行・地域定着支援

指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）

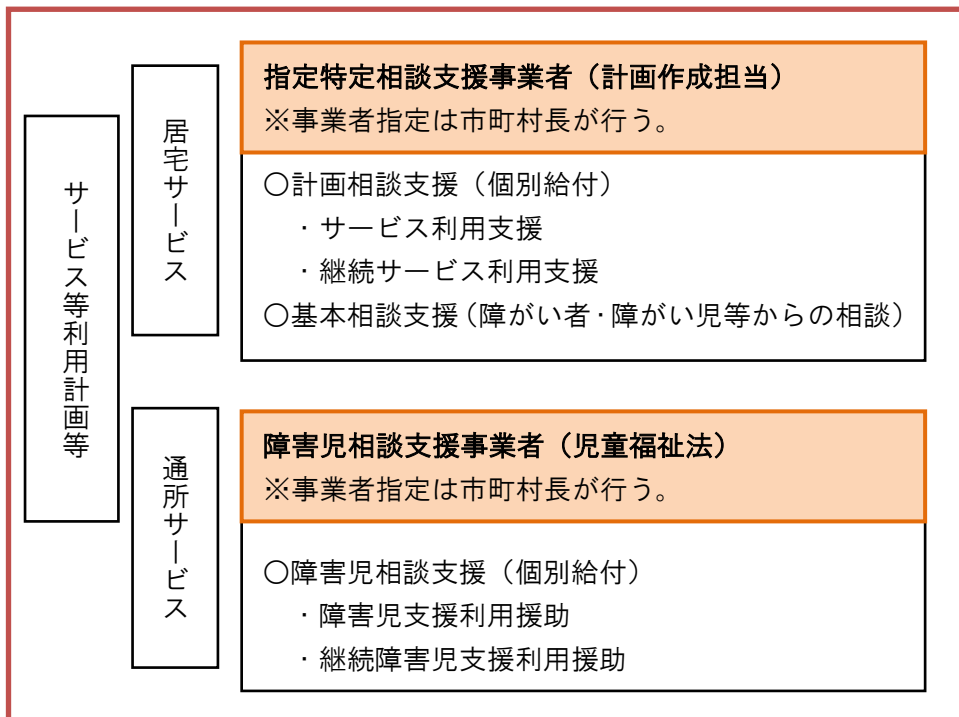
※事業者指定は都道府県知事が行う。

○地域相談支援（個別給付）

- ・ 地域移行支援（地域生活の準備のための同行支援・入居支援等）
- ・ 地域定着支援（24時間の相談支援体制等）

○基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談）

## 「障がい児の相談支援体系」



※市町村による相談支援事業は、障がい者・障がい児共通

### （１）市町村による障がい者相談支援事業

市町村は障害者総合支援法第 77 条第 1 項に基づき、障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、障がい児者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。この一般的な相談については、市町村が直接行うか、指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託してすべての市町村で実施されており、障がい者等からの相談に広く応じるものとなっています。

## (2) 基本相談支援

「基本相談支援」業務は、相談支援業務（計画相談支援及び地域相談支援）において共通するベースとなるものです。

障害者総合支援法では、「基本相談支援」とは「地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること」とされています（障害者総合支援法第 5 条第 18 項）。

## (3) 計画相談支援

「計画相談支援」業務は、市町村が指定する特定相談支援事業者が実施するもので、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」からなります。

「サービス利用支援」とは、障がい福祉サービス等の支給決定の前に、障がい者やその家族の希望や状況等を確認しながら、利用する障がい福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいいます。

「継続サービス利用支援」とは、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、サービス等利用計画の見直しや変更等を行うことをいいます。

計画相談支援の対象者は障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者（児）です。ただし、申請者が希望する場合は、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に代えて、利用者本人が作成するセルフプランの提出により支給決定を受けることが可能とされています。また、介護保険

サービスを利用する場合については、障がい福祉サービス固有のサービスで、市町村がサービス等利用計画の作成が必要と認める場合に、計画案の提出が必要となります。

#### **（４）地域相談支援**

「地域相談支援」業務は、都道府県、政令・中核市が指定する一般相談支援事業者が実施するもので、「地域移行支援」と「地域定着支援」からなります。「地域移行支援」は障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している方に対して、地域生活へ移行するための活動に関する相談・支援を行います。

「地域定着支援」では、常時の連絡体制の確保や、緊急時の支援を行い、居宅に置いて単身で生活する方等が地域生活を継続できるよう支援します。

#### **（５）障がい児相談支援**

「障がい児相談支援」とは、児童福祉法に基づき、市町村が指定する障がい児相談支援事業者が実施するもので、「障がい児支援利用援助」と「継続障がい児支援利用援助」からなります。障がい児通所支援を利用する全ての障がい児に計画を作成し、その計画に沿った支援を実施し、定期的なモニタリングの実施やそれに伴う計画の見直し等を行いながら継続的に支援する一連の業務を行います。

#### **（６）基幹相談支援センター**

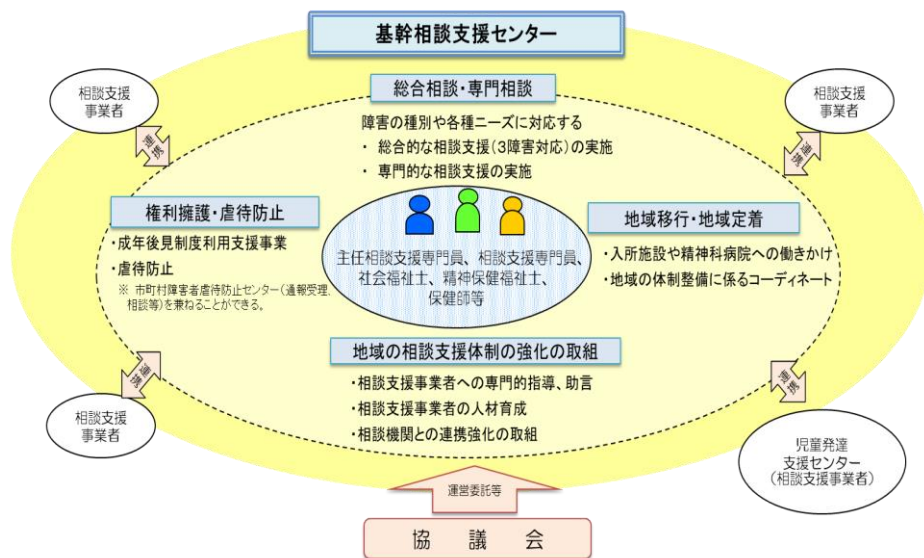
市町村は、地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）や成年後見制度利用支援事業の実施等を行う基幹相談支援センターを設置することができます。

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、支援困難事例への対応や相談支援事業者への指導・助言、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化等の業務を行うと

もされ、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制の要としての役割を担います。

## 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



出典：厚生労働省作成「相談支援の充実等」

## 12 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について

障がい者の権利擁護に関する法制度の1つとして、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」とする）が平成24年10月1日から施行されました。

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を、ア) 養護者による障がい者虐待、イ) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、ウ) 使用者による障がい者虐待に分けています。

また、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と禁止した上で、国や地方公共団体の責務として、障がい者虐待の予防、早期発見、障がい者虐待を受けた障がい者の保護、自立への支援及び養護者に対する支援などを掲げています。さらに、障がい者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障がい者の福祉に業務上関係のある団体並びに障がい者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障がい者の福祉に職務上関係のある者及び使用者に対し、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないとしています。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに市町村（使用者によるものについては、直接都道府県でもかまわない）に通報しなければならないと定め、通報を受けた市町村は適切な措置等を行うものとしています。

なお、障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲、障がい者虐待の例及び養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応については、次表のとおり整理されています。

#### 【障がい者虐待の相談・対応の窓口】

○「障害者虐待防止法の施行について」のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>

# 障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所  年齢	在宅 (養護者 ・保護者)  ※1	福祉施設等					企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法			
		障がい 福祉サ ービス 事業所、 障がい 者支援 施設等	相談支 援事業 所(特 定・一 般)	高齢者 施設	障がい 児通所 支援事 業所	障がい 児入所 施設等 ※3		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (府・政 令市) ※2			—	障害者 虐待防 止法 (省令)  ・適切な 権限行 使(府・ 市町村)	児童福 祉法  ・適切な 権限行 使(府・ 政令市) ※4	障害者 虐待防 止法 (省令)  ・適切な 権限行 使(市町 村)	
18歳以上 65歳未満	障害者 虐待防 止法  ・被虐待 者支援 (市町 村)	障害者 虐待防 止法  ・適切な 権限行 使 (府・市 町村)	障害者 虐待防 止法  ・適切な 権限行 使 (府・市 町村)	—  【特定 疾病 40 歳以上】	【放課 後等デ イは 20 歳まで】  —	【20歳 まで】  —	障害者 虐待防 止法  ・適切な 権限行 使 (大阪 労働局)	障害者 虐待防 止法  ・間接的 防止措 置 (施設 長・管理 者)
65歳以上	障害者 虐待防 止法 高齢者 虐待防 止法  ・被虐待 者支援 (市町 村)			高齢者 虐待防 止法  ・適切な 権限行 使 (府・市 町村)	—	—		

※1 被虐待者が配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなります。

※2 養護者への支援は 被虐待者が 18 歳未満の場合でも障害者虐待防止法を適用します。併せて児童虐待防止法による指導の対象ともなります。

※3 小規模住居型児童養育事業、里親(同居人含む)、乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設(福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設)、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になります。

(参考)：厚生労働省作成「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」平成 30 年 6 月改訂

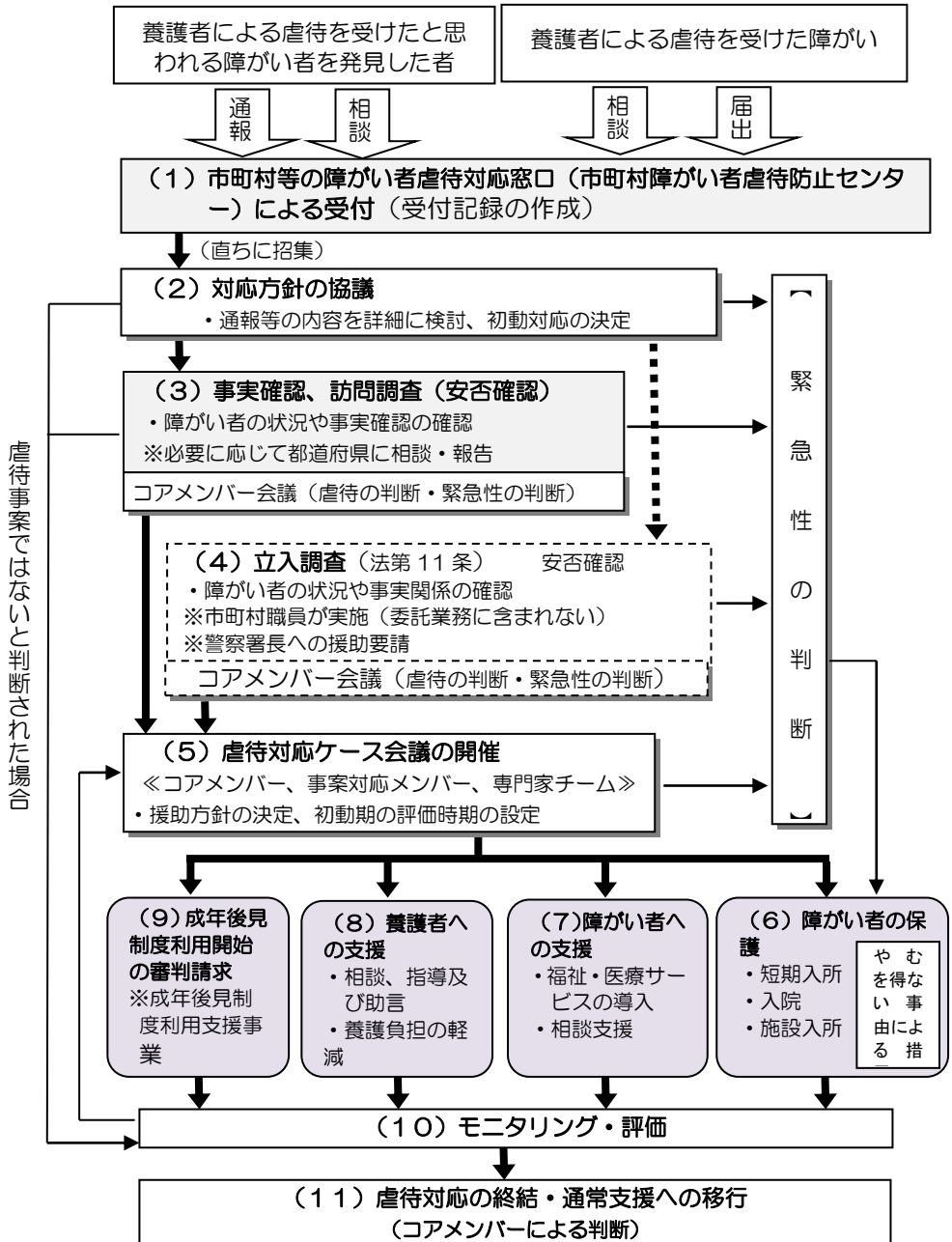
## 障がい者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えたり、外傷を生じさせる（おそれのある）こと。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど） ・適切な装備・休憩を与えずに、著しく寒冷、暑熱等の場所、危険・有害な場所での作業を強いる</p>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <p>・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する</p>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>・「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱にする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・言葉や行動（机を叩く、椅子を蹴る等）による脅かし、脅迫等をする</p>
放棄・放任	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する ・養護者以外の同居人、施設の他の従業者、利用者、企業の他の労働者による身体的虐待や心理的虐待、性的虐待を放置する</p>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない ・高額な商品を売りつける等、不当に財産上の利益を得る ・賃金、休業手当、割増賃金、賞与、退職金等を支払わない ・最低賃金額未満の賃金支払いを行う ※都道府県労働局長から最低賃金の減額特別許可を受けている場合については、減額後の最低賃金額</p>

（参考）：厚生労働省作成「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」平成30年6月改訂



養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応（市町村）



出典：厚生労働省作成「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」

### 1 3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」とする）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

#### (1) 障がいを理由とする差別について

「障がいを理由とする差別」には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

##### 【不当な差別的取扱い】

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害することをいいます。

なお、正当な理由が存在する場合、つまりサービスの提供の拒否等が客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は、不当な差別的取扱いに該当しません。

##### 【合理的配慮の不提供】

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲であるにもかかわらず、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害することをいいます。

なお、合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たりません。過重な負担は、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・

負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。

## (2) 大阪府障がい者差別解消条例について

大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府障がい者差別解消条例）は、障害者差別解消法と同じく、平成28年4月1日から施行されました。この条例では、広域支援相談員の配置など相談と解決の仕組みをはじめ、差別解消のために必要な事項等を定めています。また、令和3年4月1日に条例が改正され、これまでは障害者差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務となりました。大阪府では、法と条例に基づき、差別解消の取組を進めていきます。  
※行政機関には、都道府県や市町村だけでなく、公立学校等も含まれます。

	障害者差別解消法		大阪府障がい者差別解消条例
	行政機関等	事業者	行政機関等・事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

※事業者には、個人事業者、社会福祉法人や特定非営利活動法人といった非営利事業者も含まれます。

※令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正法が公布され、その中で事業者による合理的配慮の提供が法的義務とされました。なお、改正法の施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

## (3) 大阪府障がい者差別解消ガイドラインについて

大阪府では、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等をわかりやすく記載することで、障がいを理由とする差

別について府民の皆様の関心と理解を深めるために「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を作成しています。

条例やガイドライン、相談窓口については、大阪府のホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向けて」をご覧ください。  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>



大阪府の相談機関に寄せられた相談からいくつか紹介します。相談者のプライバシーを守るために、相談の主旨を変えない範囲で、内容は一部変更しています。

## 1 4 身体障がい者相談 Q & A（質問と答え）

### （1）高齢の両親が介護をしている重度重複障がいのある方

Q <近所の方からの相談です>

脳性麻痺で知的障がいもあり、ほぼ寝たきりの 46 歳の男性が近所にお住まいです。両親は 70 歳代で、近頃体力の衰えや身体の痛みを訴えています。

この男性には兄と弟がおり、近くに住んでいますが、男性の両親は「負担をかけたくない」と二人だけで「倒れるまで」介護するといっており、このままでは、障がいのある本人も、親も共倒れにならないか心配です。

公的なサービスは、手帳・年金以外は利用していないようです。

A まず男性や介護している高齢の両親が、相談することを承知しているのかどうかを確認してください。

さらに、相談者と家族との関係はどの程度なのか、両親がどのような気持ちで話をしたのかを十分に聴くことが必要でしょう。

相談者と両親が親しい間柄であれば、仲介を依頼して、両親と直接会い、心配事をじっくりと聴いて、最も困っていることを把握し、家族だけで悩まないで、さまざまな相談先や支援のサービスがあることを説明してください。

継続的な相談関係をつくっていく必要のある家庭ですから、福祉事務所・町村障がい福祉担当課も交えて、日頃の

訪問、利用可能な福祉制度・サービスについてなど話し合っておいてください。今すぐは必要としなくても、いざというときの連絡先があることはぜひ伝えておいてください。

## (2) 人生半ばでの障がいを受け止めきれず家に閉じこもりがちな方

Q <妻からの相談です>

55歳の夫が急に脳出血で倒れ入院し、手術とリハビリを受けましたが、左半身に麻痺が残りました。転院して引き続きリハビリを受け、杖を使ってゆっくり歩けるまでになりましたが、これ以上の回復は望めないと言われ退院しました。

1週間に1回、リハビリで通院する以外は、外出を嫌がりイライラしているようですが、私は働いているため十分つきあうことができない状況です。

夫を前向きにさせる良い方法はないでしょうか。

A まず相談者である妻の話をじっくりと聴いてください。

障がいがあり、本人も妻もこれから先の生活をどのようにしていったらいいのか、戸惑っていると思いますので、相談者の気持ちを十分に受け止め、理解することが必要です。その上で、現在の困りごとを具体的に聴き取り、本人や家族の思いを一緒に整理していきましょう。その際に、通院中の病院のケースワーカーに相談したことがあるかどうか、障がい者手帳は取得したのかについても確認しておいてください。

ご本人は、まだまだ働き盛りの年代ですので、障がいが残ったことで、退職せざるをえなくなり、生きがいを見失っているかもしれません。障がいがあっても、身体機能や生活能力の向上を目指した自立訓練や就労に向けた訓練を経て、一般就労されている方もいますし、就労支援施設等で福祉サービスを受けながら働く方法もあります。ご本人の働く意欲を確認し、希望する場合には、福祉事務所・町村の障がい福祉担当課、障がい者相談支援事業所等に相談



してください。

障がい者同士での活動に参加したいとの希望であれば、市町村の地域活動支援センターや障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)等につなぐことも考えられます。

### (3) 下肢の障がいがあり単身生活をしている方

Q <姉からの相談です>

高齢の親が亡くなり、下肢の障がいがある 48 歳の弟が独り暮らしとなりましたが、他の親族も同居することは困難なようで、弟との折合いも良くないようです。

弟は、今の暮らしを望んでいますが、家は散らかり、食事でも不規則で店で買ったもので済ませているようです。

私は、結婚後、弟と別居し家庭もあり、将来のことを考えると施設に入って欲しいと思っています。相談員に説得してもらえないでしょうか。

A 施設を利用するかどうかは、本人の意思が最も重要ですから、姉の依頼については、応じられないことを伝えてください。

しかし、本人が現在の生活で困っていることについては何でも相談にのることを伝え、本人と会う方法についてよく相談してください。

本人に会うことができたら、本人のペースに付き合い、信頼関係を作るようにしてください。

困っていることや希望を十分に聴き、本人の意思にそった解決の糸口を共に考え、福祉事務所・町村障がい福祉担当課や市町村障がい者相談支援事業所への相談に同行するなど側面的な支援を工夫してみてください。

#### (4) 障がいを受けとめられずに精神的に不安定な方

Q <夫からの相談です>

45歳の妻が糖尿病のために視覚障がい者になり、それとともに精神的に不安定になっています。私がない昼間は不安のため暴れたり、警察に電話をかけたりに困っています。

ホームヘルパー等の利用も考えましたが、他人が家に入ることを妻は拒否しています。子どもは独立して遠方に居るため頼れません。どうしたら良いのでしょうか。

A 妻が突然視覚障がいになったことの困惑や不安について、まず相談者である夫が妻の気持ちに共感できるように話を聴きましょう。障がいになる前の状態との比較、夫がいるときといないときの差、夫はどのように接しているのかなど、夫の言葉で話してもらいます。

次に、糖尿病を治療している主治医に相談するよう勧めてください。精神科の治療が必要かどうかの判断や生活上のアドバイスが必要と思われます。

相談員仲間で同じ視覚障がいのある人とチームを組んで、本人と会えるような条件を気長につくるのも工夫のひとつです。

本人と会うことができたら、不安な気持ちをよく聴いてください。そして、様子を見ながら、移動支援の利用、歩行、生活訓練などの福祉制度・サービスの活用、福祉機器の使用などについて、情報を提供してください。

性急にすすめず、本人の納得できるところからひとつずつ福祉制度・サービスへの信頼感を培ってください。

## (5) 交通事故の後遺症で人が変わったような行動をとる方

Q <父親からの相談です>

会社勤めをしていた 23 歳の息子が交通事故に遭い、入院中の治療やリハビリの結果、身体の方は何とか回復し職場復帰を果たしましたが、すぐ怒る、忘れっぽい、根気がない等のため会社を解雇されました。その後仕事をみつけても、すぐに辞めさせられたり、出勤しなくなったり、続かなくて困っています。

A 交通事故などによる外傷や脳血管疾病により脳病変が生じた方に対して、相談のように怒りっぽくなった、すぐに忘れ、何度も同じ事を聞くなど、以前と比べ「人が変わってしまった」とご家族が気づかれることがあります。損傷した場所によって、現れてくる障がい異なりますし、目に見えない脳の障がいであるために、周りの人に理解されにくいという特徴があります。

このような障がいは「高次脳機能障がい」と言われ、障がい福祉サービスの対象となります。就労面での支援が必要な場合は、例えば、障がい福祉サービスの「就労継続支援」や「就労移行支援」、「就労定着支援」等のサービスを利用しながら、就労の定着を目指すような支援の組み立てが考えられます。なお、障がい福祉サービスの申請は、精神障がい者保健福祉手帳や、診断基準に基づいた高次脳機能障がい診断書（精神科医に限らず主治医で可）により、お住まいの市区町村窓口で可能です。

障がい福祉サービスの中には就労に向けた支援以外にも、例えば、自立に向けた訓練を行う「自立訓練」や、生活面を支援するための「生活介護」等があります。本人や家族が求めているものが「就労支援」である場合でも、実は生活面の自立が不十分であったり、生活の環境調整ができて

いなかったりする場合があります。そのような場合は、表面上の「ニーズ」ととられず、その方にとって本当に必要な支援は何かを考える必要があります。

なお、高次脳機能障がい、器質性精神障がいとして精神障がい者保健福祉手帳申請の対象となります。また、手帳を取得しているかどうかにかかわらず、精神医療の必要性や、受診方法等については、保健所・市町村保健センターで相談にのってもらえます。

大阪府では、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」を高次脳機能障がい支援拠点機関と位置づけ、診断、訓練、福祉制度利用等の相談を受けています。

＜高次脳機能障がいに関する相談先＞

○大阪府高次脳機能障がい相談支援センター  
(大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課内)

電話：06-6692-5262

FAX：06-6692-5340

(堺市にお住まいの方)

○堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター

電話：072-275-5019

FAX：072-243-0202

※就業等に関する相談は障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターが受け付けています。

○大阪障害者職業センター

電話：06-6261-7005

FAX：06-6261-7066

## (6) 視覚障がい者の進行に不安を抱きながら働いている方

Q <姉からの相談です>

18歳の妹は、網膜色素変性症という診断を受けており、視覚障がいがあります。今のところ日常生活には支障はないので、会社には伝えていません。

今後、障がいが進行し仕事ができなくなったときのことを考えると、本人も家族も不安になります。今後どうしたら良いのでしょうか。

A 進行性の障がいを受け入れ、次の生活スタイルを獲得するためには、いくつもの大きな課題があると思われます。その不安に共感し、そのときどきの状況に合わせた継続的な支援が必要です。不安の訴え、その内容をよく聴いたうえで、主治医からどのように病気に対する説明を受けているのか、不安を打ち明けたことはあるのかも確認してください。

また、相談者である姉を通じて、同じ障がいを持つ人は多くおられ、いきいきと生活していること、視覚障害リハビリテーションセンター、視覚障がい者の団体、網膜色素変性症患者・支援者の会などを紹介し、一人で悩まないで！というサインを送ってください。

さらに本人の了承があるならば、事例(4)と同様に、視覚障がいのある相談員とチームを組んで相談活動をすすめると、本人の気持ちも理解しやすいでしょう。

○ 視覚障害リハビリテーションセンター

電話：06-6961-5521 (代表)

FAX：06-6961-6268

## (7) 寝たきりで昼夜を問わず大声を発する方

Q <妻からの相談です>

脳卒中で寝たきりの 73 歳の夫がおり、在宅サービスを利用しながら家で生活していますが、夫は昼夜を問わず大声を出しているため、近所迷惑ではないかと心配です。

できる限り一緒に暮らしたいと思っており、これからも家で介護するつもりですが、大声で叫ばれると、つい、いらいらし、これから先、何年こんな思いが続くのかと不安になります。

どうしたら良いでしょうか。

A 相談者である妻の介護のご苦勞を十分に聴いてあげてください。同じような状況に置かれれば誰でも似たような心境になりますので、よく相談してくれたと伝えてください。

この 73 歳の男性の場合、在宅サービスは介護保険制度によるサービスを利用していることになります。介護保険から在宅サービスを受ける際には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランに基づいて、サービスを利用しており、このケアプランは、必要に応じて何回でも変更が可能です。

相談者に早急に連絡をとって、介護支援専門員（ケアマネジャー）と話し合いの場をつくってください。そして、相談者の気持ちを尊重し、介護疲れをやわらげ、本人の生活リズムを立て直す計画になるように、側面から支援してください。

「いらいら」の状態によって虐待に進展する危険性もありますので、当面は介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携して、夫婦の状況を常に把握するように努めてください。

## (8) 施設入所中で職員の態度に不満を持っている方

Q <父親からの相談です>

重度の肢体不自由と知的障がいのため施設に入所している35歳の娘が、帰省するたびに「施設で嫌なことを言われたり、体罰的な扱いを受ける」と訴えてきます。

娘の言うことを全て信じていいものか自信もなく、日頃世話になっている施設には直接言いにくいし、福祉事務所にも施設とつながっているように思えて言い出せないでいます。

良い話合いの方法はないのでしょうか。

A 実際にはどのような行為があるのかは、直接見ていない限りわかりませんが、頻繁に訴えているということは、本人は施設の生活で「嫌な思い」をしていることは、確かなことです。本人の気持ちにも配慮しながら、どのような状況かを聴いてみてください。

施設での対応や苦情解決に関する相談窓口として、施設には「苦情解決」の受付担当を設けることが定められています。福祉事務所・町村障がい福祉担当課に相談し、本人の訴えについて、施設との話合いの場をつくることも考えられます。施設にとっても、そのような場をつくり、利用者の訴えに耳を傾けることは、施設運営の改善を図る良いきっかけになると思います。

また、福祉制度・サービスに関する苦情について、第三者としての中立・公正な立場から、解決に向けて相談、助言、調査又はあっせん等を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会もあります。

ただし、虐待が疑われる場合は、市町村障がい者虐待防止センターへ通報することが必要となります。市町村障がい者虐待防止センターは虐待通報があった場合、事実確認



や虐待防止のための適切な支援を行うこととされています。虐待と言うと、本人や家族も不安を感じるかもしれませんが、障害者虐待防止法の主旨や市町村障がい者虐待防止センターの役割を説明しながら、本人の権利を守るための相談であることを伝え、安心して相談できるよう配慮してください。

相談員は虐待を発見しやすい立場にあります。虐待をしている側もされている障がい者も虐待と気づいていない場合もありますので、本人の安全を守るために、「虐待かもしれない」という観点を忘れないよう心がけてください。

- 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会  
電話：06-6191-3130（相談専用）  
FAX：06-6191-5660

#### 【虐待の相談・対応の窓口】

- 養護者からの虐待、障がい福祉施設等での虐待  
→市町村障がい者虐待防止センター
  
- 障がい者の雇用先での虐待  
→市町村障がい者虐待防止センター  
もしくは、大阪府障がい者権利擁護センター

（連絡先一覧）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>

## (9) 聴覚障がいのため病院でのコミュニケーションに困っている方

Q <55歳の女性からの相談です>

高血圧症と腰痛で、総合病院に通院していますが、聴覚障がいがあり、名前を呼ばれても気づかなかったり、看護師や医師の話もよくわからず、筆談も字が読めないとは言えないで困っています。

何か良い方法はないでしょうか。

A 本人の日常のコミュニケーションの方法、希望を確認してください。

重度の聴覚・言語障がいを有する人々は、主なコミュニケーション手段である音声・言語による受け答えに困難があるため、社会生活のさまざまな活動分野への参加機会が制限されています。

それぞれに合ったコミュニケーション手段と、意思疎通の図りやすい雰囲気が必要です。この場合、医療の場面ですから正確なやり取りが必要です。

受診時には、熟練した、あるいは本人のことをよく知っている手話通訳者や身体障がい者相談員（聴覚障がい者相談員）が同行し、病院に対して、本人が困っていることを具体的に説明し配慮を求めるとともに、意思伝達を仲介してください。

また、日ごろから本人の置かれている現在の状況や心境を理解した上、信頼関係をつくり、社会活動への参加や福祉制度・サービスの利用などについてアドバイスし、孤立しないよう支援することが大切です。

## (10) 「訪問販売員」とのトラブル

Q <聴覚障がいのある女性からの相談です>

熱心に営業にくる「訪問販売員」と、高額の羽毛布団を購入する契約をしました。しかし、後で考えると支払いに無理があり、解約したいと思っています。

自分が聴覚障がい者であることは、相手も気付いているはずですが、契約内容をよく理解していなかった自分の責任も感じており切り出しにくく、「訪問販売員」にきちんと自分の意思を伝える自信がないのですがどうしたら良いでしょうか。

A 「訪問販売員」の態度や契約時の様子などを詳しく聴き、契約内容と解約の意思を再度確認してください。特定商取引に関する法律（訪問販売法）や割賦販売法では、クーリングオフという制度があります。

これは、契約の申込みあるいは契約の締結をしてから一定期間内（契約書に記載）に、消費者から一方的かつ無条件に申込みの撤回や契約の解除ができるというものです。

また、契約時の説明の方法が脅しやだましといった違法な方法による場合は、契約自体の無効を主張できます。さらに、聴覚障がい者であることを知ったうえでのセールスであれば、十分な説明がなされたかどうかも問題になります。

まず、各市町村の「消費者相談」に関する窓口での相談を勧め、同行して本人が話しやすいように支援してください。大阪府の機関としては、消費生活センターがあります。

○ 大阪府消費生活センター

電話：06-6612-7500（相談専用）

FAX：06-6612-0090

(11) 家族が入院したため食事づくりで困っている視覚障がいの方

Q <視覚障がい者の女性からの相談です>

夫婦二人だけの家族ですが、夫が入院し、食事が作れなくて困っています。

ヘルパー派遣もお願いしましたが毎日は来てくれないし、これまで夫が食事を作ってくれていたため、台所に立ったこともありません。何か良い方法はないでしょうか。

A 食事だけではなく、日常生活全般にわたって困っていることがないか、自分でできること、支援が必要なことを詳しく聴いてください。

福祉事務所・町村障がい福祉担当課に同行し、ヘルパー派遣を中心に福祉制度・サービスで支援できること、制度以外に例えば近所の人を含めてボランティアや飲食店の「出前」の利用なども含めたいろいろな方法について、本人を交えてよく話し合ってみてください。

また、ヘルパーには、本人の気持ちを聴き出すような関わりをお願いして、常に福祉事務所・町村障がい福祉担当課と調整するようお願いしてください。

## (12) 自分の趣味をもっと深めたいと思っている視覚障がい者の方

Q <視覚障がい者の男性からの相談です>

鍼灸院でマッサージの仕事をしています。休日などの唯一の趣味はオーディオとクラシック音楽鑑賞です。日本橋の電気店やレコードショップに出かけるとき、共通の趣味があって、ガイドしてくれる人を探したいのですが、良い方法はないでしょうか。

A 趣味の問題だからと、過少に考えないでください。

視覚障がいは、しばしば「情報障がい」ともいわれるように、地域情報の入手や身近な情報源の確保も困難が伴います。日常生活に必要な情報はどのように入手しているのか、人間関係の広がりほどの程度かなども聴いてください。

オーディオとクラシックを共通の趣味とするガイドヘルパーを確保することは容易ではないと思われませんが、福祉事務所・町村障がい福祉担当課と地域のボランティアセンター（社会福祉協議会）や日本ライトハウス情報文化センターなどに問い合わせしてみてください。

そのほか、オーディオ関係の雑誌へ「ボランティア募集」の投稿をしたり、仕事場で趣味の話積極的にしてみるなど、人間関係のひろがりや情報をキャッチする機会を増やすような方法を一緒に工夫してください。

- 日本ライトハウス情報文化センター  
電話：06-6441-0015（代表）  
FAX：06-6441-0095

### (13) じん臓透析を受けるため通院の必要な方

Q <43歳の女性からの相談です>

じん臓機能障がい1級の手帳を所持しています。2日に1回、透析を受けるために通院していますが、交通の便も良くなく、帰りは疲れるため、毎回タクシーを利用しています。1回の通院に5,000円ほどのタクシー代がかかるため、これから先が不安です。

A 透析を受けるための身体的、経済的負担は大変なものがあります。まず、通院中の病院で経済的な負担の悩みについて、相談したかどうか聴いてください。

タクシー利用の助成としては、身体障がい者手帳又は療育手帳を提示すれば運賃が1割引になります。市町村によっては初乗り運賃（基本料金）の助成を行っているところがあります。

また、車いすやストレッチャー（寝台）のまま乗降りできるリフト付き福祉タクシーを運行しているタクシー会社もあり、これについても市町村によって利用助成を行っているところがあります。

その他、地域のボランティア活動の中に「送迎」、「移送」などを実施しているところがありますので、社会福祉協議会のボランティアセンターに問い合わせてみてください。

NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスとして、福祉有償運送制度があります。利用できるのは、おひとりでは公共交通機関の利用が困難な方（身体障がい者手帳の交付を受けている方など）で、あらかじめ、事業所への登録が必要です。付き添いの方も同乗できます。以下のホームページで事業所の一

覧を掲載しています。

- 大阪府福祉有償運送のホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/yuso/index.html>

## (14) 右下肢に障がいのある高齢の方

Q <近所の方からの相談です>

近所に住む、右下肢に障がいのある 68 歳の女性は、夫に先立たれ、5年前から独り暮らしです。

最近会う人毎に「死にたい」、「早くお迎えがこないかな」と口走るようになってきたので気になります。

どのように接するのが良いのでしょうか。

A このような言葉が出てくる本人の状況、背景をプライバシーの保護に配慮しながら把握することが大切です。

夫を失った前後は、どのような暮らし方をしてきたのか、子どもはいるのか、交流はあるのか、通院中の病院はあるのか、家事などは自分で可能か、近所付き合いはどうなっているかなど、孤立した状況にないかどうかの確認が特に大切です。

こうした事を相談者から聴き取る中で、相談者と本人の関係も把握し、どのような関わり方を期待したら良いかを判断してください。

同行訪問が可能であれば、直接本人から話を聴くほうが良いでしょう。励ましたりしないで、訴えを十分に聴くことが基本です。

急に、かつ、頻繁に「死にたい」という言葉が出て来る場合は、うつ病などの精神疾患の心配があり医師の対応が必要になるため、保健所や市町村保健センターに相談するなど、専門家につなぐことが必要です。



## (15) 自立生活を希望する脊髄損傷の方

Q <22歳の男性からの相談です>

バイク事故による脊髄損傷のため、車いす生活をしています。事故後、病院で治療と訓練を終え、2年間ほど障がいのショックから気持ちが落ち込んでいたため、通院以外はほとんど家のなかで生活してきました。最近、「このままではいけない。外へ出てみたい。自分を受け入れてくれる場所はないか。できれば将来は親に頼らないで自立したい。」と思うようになりました。

何かよい機会や場所があれば紹介していただきたいと思っています。

A 若くしてこのような脊髄損傷を受けた人は、これまでの生活が一変してしまうわけですから、受傷によるショックは他者にははかりしれないものがあります。

本人は、長い時間と苦しみを経て、新しい人生の入り口にさしかかったところだと考えられます。今の気持ちを強く確かなものに育てることが必要です。

そのためにはまず、相談に来てくれたこと自体に大きな意味があり、歓迎していることを伝えてください。そして、ここに至るまでの経過を一緒に振り返るように話を聴きながら、本人が今すぐ、あまり無理せず取り組みたいことを引き出してください。

車いすで外出し、利用しやすい各種施設、地域の障がい者団体の活動、脊髄損傷障がい者団体の活動、地域活動支援センター、市町村の障がい者相談支援事業所などを状態に応じて紹介し、当分は本人のペースに合わせて付きあってください。

## (16) 介護保険によるデイサービスにもの足りなさを感じている方

Q <50歳の男性からの相談です>

脳出血によって左半身に麻痺があります。家にこもりがちなので老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の通所介護（デイサービス）を利用していますが、同年代の利用者が少なく、入浴と給食が中心でももの足りないと思っています。若い障がい者と交流したり趣味を見つけるような機会を希望しています。

現在のサービス利用も継続しながら、新たに希望のサービスを受けることは可能でしょうか。

A 障がい者施策と介護保険制度に共通するサービスは、原則として介護保険の利用を優先しますが、個々の状態を考慮して障がい福祉サービスの利用が認められる場合もあります。

このケースでは、障がい者施策で行われている地域活動支援センターや就労継続支援 B 型等の利用が考えられます。地域活動支援センターは、社会適応訓練、スポーツ、レクリエーション、創作的活動など障がい者の自立と社会参加を支援するメニューで、各地域の実情に応じて幅広い取組みがなされており、就労継続支援 B 型は、一般企業等に就職が難しい方に対して働く場を提供し、工賃を得ながら自分のペースで働くことができます。

また、障がい者との交流だけでなく、地域の公民館活動や社会教育事業への参加なども考えられ、参加するときの移動には移動支援（ガイドヘルパー）の利用も検討できると思われます。

担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や福祉事務所・町村障がい福祉担当課等と相談し、地域のサービスの情報を集め、本人の希望に添って利用の方法をよく話し合ってください。



## (17) 介護保険による制度移行に戸惑っている方

Q <65歳の女性からの相談です>

10年程前、交通事故により左の下腿を切断し、身体障がい者手帳の交付以後、義足の支給を受け、5年前には体力の衰えから車いすの支給も受け使用していました。

その車いすの故障が多くなり、業者に相談しましたが、これ以上は修理不能と言われたので、市役所に再支給の申請に行ったところ介護保険のサービスの対象と説明されました。

介護保険による福祉用具と身体障がい者の補装具費支給制度はどのように理解したらいいのでしょうか。また、義足の再支給はどちらの制度になるのでしょうか。

A 65歳以上（介護保険法で規定する特定疾病の場合は、40歳以上65歳未満）の身体障がい者の方については、介護保険で貸与される福祉用具と障害者総合支援法で支給される補装具において共通する種目は、介護保険から貸与を受けることが基本とされています。

介護保険で貸与される福祉用具の種目と共通する補装具は、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえです。

ただし、介護保険で貸与される福祉用具は、標準的な既製品の中から選択するため、その人の身体の状況によっては既製品では対応しきれない場合もあります。

このような場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給できるかどうか、市役所の担当課を通じて、医師の意見書や大阪府障がい者自立相談支援センター（身体障がい者支援課）の判定により検討します。その結果障がいの状況に合わせて個別に製作する必要があると判断された場合は、先に上げた種目であっても補装具費として支給されます。

したがって、現在使用している車いすが、介護保険の貸与にある「標準的な既製品」であると判断されたため、介護保険サービスの対象と説明されたのだと思われます。使っていて構造上不都合があったり、身体に合っていないと感じているのであれば、再度相談を受けるようアドバイスしてください。

また、介護保険による貸与を受けるときは、要介護認定等申請を行う必要がありますので、市町村の介護保険の窓口、地域包括支援センター及び介護保険の指定事業所等に相談するよう橋渡ししてください。

義足の再支給は介護保険サービスの中にはなく、障害者総合支援法に基づく補装具費として引き続き支給されます。

## 15 知的障がい者相談Q & A（質問と答え）

### （1）昼間も在宅で活動の場がない方

Q <母親からの相談です>

息子は、現在 22 歳、知的障がいがあり、家にひきこもりがちです。支援学校高等部を卒業後、就職しましたが、人間関係がうまくとれず 2 か月で退職し、以後 3 年間、在宅生活を続けています。知り合いを頼って仕事を見つけようとしたがうまくいきません。本人も求人チラシを時々見ている、仕事をしたいと思っています。

私も夫も、再就職は難しいのではないかと感じていますが、障がい福祉サービス事業所に通所させることは考えていません。

A 知り合いを頼って仕事を見つけようとしていたということですが、本人は障がい者雇用で就労することに抵抗があるのでしょうか。また、ご家族が本人を障がい福祉サービス事業所に通所させることを考えていないのはなぜなのでしょう。相談員という立場だからこそ聴くことができる本人や家族の思いを、可能な範囲で確認してください。

もし本人やご家族が、障がい者雇用での就労を考えているということであれば、本人や家族には、ハローワーク（職業安定所）、障害者職業センター、障害者職業能力開発校等の社会資源について情報提供をしてください。ご本人の能力や職業適性を見極め、就労までのステップについて一緒に考えてもらうことができます。

また、家に閉じこもっている期間が長い場合、生活リズムを整える等、生活面での立て直しを優先する必要があるケースもあります。すぐの就労が適切、可能なのかも含め検討する必要もある場合は、訓練等給付の事業所、障害者

就業・生活支援センター等の社会資源を活用するののも一つの方法です。そういった場合は、福祉事務所・町村障がい福祉担当課や市町村障がい者相談支援事業所を紹介してください。

- 大阪障害者職業能力開発校  
電 話：072-296-8311  
F A X：072-296-8313

(障害者就業・生活支援センターの連絡先は『福祉のてびき』に掲載されています。

- 福祉のてびき（大阪府ホームページ「福祉のてびき」で検索）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

## (2) 家事援助が必要な方

Q <母親からの相談です>

娘は、37歳で知的障がいがあります。結婚し近所で夫と小学3年生の子どもとの3人家族で生活しています。

娘は結婚以来、家事に専念していますが、家事や子どもの躾けは十分でなく、夫は長期出張の多い仕事で、家の中には片づいていません。食事は作りますが、栄養面での配慮が十分でないので、子どもの栄養状態はよくありません。洗濯やトイレ掃除は自分ではしません。近所で生活している私が毎日家事を手伝いにきていますが、娘は干渉されるのが嫌で反発しています。

A このような親子のトラブルについての相談を受けた時には、知的障がい者である本人の気持ちを十分に聴きながら、本人自身が困っていると感じていることがあるのかどうかを確認してみてください。もし料理の方法がわからなくて困っているということであれば、市役所や地域で行われている料理教室などへの参加を勧めたり、ホームヘルパーの家事援助サービスを利用して、家事についてヘルパーから助言を受ける等、親以外のいろいろな人から知識を得ていくことも一つの方法です。

ホームヘルパーの利用については、福祉事務所、町村障がい福祉担当課へ相談してみてください。

また、子育てがうまくいわずに困っているということであれば、市町村の家庭児童相談室を紹介してみてください。

小学3年生の子どもに対し、十分な食事を与えない等、虐待にあたるような不適切な養育が行われている可能性があれば、本人が相談を希望しなくても、市町村の家庭児童相談室や子ども家庭センターに相談することも検討する必要があります。





### (3) 高齢の保護者から遺産相続を受ける方

Q <父親からの相談です>

42歳の息子は脳性麻痺による肢体の障がいと、軽度の知的障がいがあり、現在地域の障がい福祉サービス事業所に通所しています。

最近、妻が入院したことがきっかけで、親なき後のことを真剣に考えるようになりました。

息子が住み慣れた自宅での生活を続けられるように自宅と預貯金を全部、息子に相続させたいのですが、自分で管理することは困難と思われます。また、娘二人は遠方で働いており、援助を期待することは難しい状況です。

なにか方法はあるでしょうか。

A 障がいのある息子さんに財産を相続させ、それが将来本人の自立のために活用されることは、親として切実な願いだと思います。相続はもちろんですが、本人が希望する生活を実現するために、その財産を残った本人が有効に活用できることが重要です。

相続を確実に行う方法は、生前贈与か遺言書を作成しておくことが有効と思われます。この方の場合、万一のときの遺言書の執行やその後の財産管理を自身で行うことに不安がありますので、成年後見制度（「認知症・知的障がい・精神障がい」等により判断能力が不十分な方を保護する制度であり、民法の改正により、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーション等の理念を盛り込んだ制度が平成12年4月1日から施行されています。）や日常生活自立支援事業（本人の状況に合わせて、金銭管理や福祉制度・サービス利用支援・書類預かり・生活設計等を契約に基づいて行う事業）の活用が考えられます。成年後見制度については家庭裁判所や公証役場に、日常生活自立支援事

業は市町村社会福祉協議会等に問い合わせてください。

原則として、この二制度は併用できないことになっているため、本人の状態に合わせて考えていくこととなります。

また、「大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室（あいあいねっと）」では、相談専用電話が設けられており、権利侵害や財産管理などの日常生活での不安や困りごとなどの相談に応じています。

- 大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室  
（あいあいねっと）」

電話 06-6191-9500

#### (4) 親の会の支援で単身生活し、生活介護事業所に通所中の方

Q <生活支援をしている親の会のメンバーからの相談です>

知的障がいのある 36 歳男性は、祖母と 2 人で生活保護を受給して生活してきましたが、祖母は本人が 27 歳時に死亡しました。その後、地域の障がい者の親の会が単身生活の本人の生活の支援をしています。

平日と土曜日の昼は生活介護事業所で食事をし、それ以外は弁当を買って家で食べていますが、つい甘いものを食べすぎるため、糖尿病が悪化しています。

A 本人はなぜ甘いものを食べすぎてしまうのでしょうか。甘いものを食べすぎると糖尿病が悪化することや、悪化するとどうなるのかということがイメージできているでしょうか。また、具体的にどの程度甘いものを制限したらよいのか、ご自分でコントロールが難しいこともあります。本人の気持ちに寄り添いながら、生活の様子を具体的に確認してみてください。

病気についての理解や具体的な対処法についての理解が難しいようであれば、かかりつけ医等に一緒に相談に行き、医療機関からアドバイスをいただくのも一つです。また、治療に大切な栄養管理についてはホームヘルパーの利用も検討してみてもはいかがでしょうか。買物や掃除など家事援助全般についてサービスを利用することも可能です。市町村障がい者相談支援事業所や指定特定相談支援事業所の相談支援専門員とつながりをつくり、サービス等利用計画の作成などの支援も活用するといいでしょう。

金銭管理や福祉サービスの利用に関しては社会福祉協議会等の日常生活自立支援事業の利用も考えられますし、状態によっては成年後見制度の活用も検討する必要があるかもしれません。

本人の希望も聴きながら、適切な相談機関や福祉サービスの利用を勧めてみてください。

## (5) 高齢の保護者と同居中の方

Q <妹からの相談です>

知的障がいがある53歳の兄が、35年間工場に住み込み就労していましたが、不況のため工場が閉鎖となり、職を失いました。

77歳の母と妹である私(50歳)が、本人のアパートの近くに住み、生活の支援をしてきましたが、母が認知症になり、私はその介護にも時間がかかるようになりました。本人の就労中は、工場長とその家族がきめ細かい援助をしていていましたが、現在は、日中は私の家で食事をし、洗濯をしてもらい、アパートに寝に帰るだけで、何もせずに暮らしています。

私の家族も不満が募っているので、兄の入所施設の利用も考えています。

A 入所や通所サービスの利用の相談を受けた場合は、福祉事務所・町村障がい福祉担当課へ相談するよう勧めてください。

ご家族は地域生活を続ける上での社会資源を知らないために、施設入所を希望する場合がありますが、ガイドヘルパーや、ホームヘルパー、グループホーム、訓練等給付などの福祉制度・サービス利用等の情報提供をすることが必要と思われます。

今の生活について、本人の気持ちを十分に聴き、本人の気持ちに沿いながら、今後の生活を考えてゆくことが大切です。本人には話をするだけでなく、実際に事業所を見学したり、通所体験をしてもらうことも理解を進めるために重要です。その場合も、福祉事務所・町村障がい福祉担当課、市町村障がい者相談支援事業所へ相談してみてください。

## (6) 高齢で、介護保険の利用の検討が必要な方

Q <妹からの相談です>

67歳で重度の療育手帳を所持している姉は、在宅で母と一緒に弟家族と生活を続けてきました。母亡き後、高齢でも身体は丈夫なのですが、不安感から不眠などの症状が出て精神のバランスを崩し、精神科病院に入院しました。

症状は安定したのですが、在宅での生活になると、不安から夜間に騒いだりするので、私も弟も、姉を家庭に引き取って一緒に生活することは出来ないと考えており、退院後は入所施設の利用を希望しています。

A 65歳以上の高齢者が介護サービスを受けるには、市町村に申請して介護保険制度の要介護認定を受ける必要があります。

相談者の姉は在宅での生活が困難なようですので、施設サービス（入所）の利用を検討することになりますが、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、介護老人保健施設などの介護保険施設に入所するには、「要介護」の認定を受け、これらの施設に申し込んでいただくこととなります。ただし、要介護度の高い方など、入所介護の必要性が高い方から順に入所するため、すぐに入所できない場合があります。

また、「自立」、「要支援」であれば、介護保険施設には入所できませんが、養護老人ホームや軽費老人ホームなどの高齢者施設の入所利用はできる場合があります。

また、知的障がいのある場合は、施設入所のほかにグループホーム等の利用を検討することも考えられます。本人の状態に応じた生活の場を見つけることが必要ですので、本人が入院している病院や福祉事務所・町村障がい福祉担当課と十分に相談しながらすすめていく必要があります。

様々な契約においては、成年後見制度を活用していくことも有効になるでしょう。

## (7) グループホームの利用を希望されている方について

Q <兄からの相談です>

知的障がいのある 38 歳の弟は、長年父親と二人で生活していましたが、最近父親の死亡により一人暮らしとなりました。

現在は隣の市に住んでいる私が時々訪問して生活の支援をしています。私も仕事があり、こと細かな面まで行き届かないので、安全面での不安もあり、グループホームの利用を考えています。

たまたま現在通所している就労継続支援B型を運営している法人がグループホームを運営しており、場所も近くにあり、本人も知り合いがいるので利用を希望しています。

A グループホームは、自立した生活を送りたい障がいのある人たちが世話人の支援を受けて2人～10人程度で生活しているところです。

グループホームの利用を希望される場合は、グループホームの運営法人及び居住地の福祉事務所・町村障がい福祉担当課と相談し、申し込んでください。

また、利用を希望しているグループホームの欠員の有無を運営法人に確認した上で、実際に見学してみてください。欠員がない場合は、グループホームの新設予定時期などについて説明を受けてください。

なお、運営法人の中には、グループホームの体験利用を行っているところもあります。運営法人の連絡先等については、居住地の福祉事務所・町村障がい福祉担当課に確認してください。





## 16 精神障がい者相談Q & A（質問と答え）

### （1）家事に不安のある方

Q <48歳の男性からの相談です>

精神障がい（統合失調症）のある自分は長年両親と生活していましたが、最近父親の死亡により高齢の母親と二人で暮らすようになりました。

父が元気だった頃は家事もこなしていた母が、父の死後体調不良が続き、ここ数か月は自分が母に代わって家事をすることになりました。自分では、インスタントラーメンを作れるぐらいで、毎日同じような食事しか準備できません。掃除や洗濯も手につかず、困っています。

A このような状態ですと本人には、家事援助が必要かもしれません。ホームヘルプサービスの導入を検討するため、市町村の窓口を紹介しましょう。また、高齢の母親のことも気になりますので、母については、市町村の高齢分野の相談窓口を紹介しましょう。可能であれば、すでにどこかに相談をしたことがあるかどうかを聴いてみてください。また、母親が現在の状態をどう思っているのか、これまでサービス利用について検討されたか、検討されていたにもかかわらず導入にまで至っていない場合は、どういった理由で導入されなかったかなども確認しましょう。

制度のことをよく知らない人には、情報提供とホームヘルプなど福祉サービスの利用を視野に入れて、福祉事務所・市町村の障がい福祉担当課、高齢分野の相談窓口を紹介してみてください。

本人が一人で相談に行くのが不安な時は、窓口まで同伴することで不安の軽減に役立つこともあります。

また、ホームヘルプサービスのことは知っているが、利用経験がない人には、ホームヘルプサービスについて相談員自身がイメージを伝えられるようにしておくと思います。

さまざまな理由によってサービスの導入に至らなかった場合や、問題が複雑な場合には、通院先の主治医やケースワーカー、福祉事務所・市町村障がい福祉担当課の職員、障がい者相談支援事業所の相談支援専門員へ相談してください。

## (2) 本人の就職を希望している家族について

Q <母親からの相談です>

32歳の息子は大学卒業後、いったん就職しましたが、統合失調症を発症し、入院をするなどした後、退職しました。その後、病状のゆれが激しく入退院を繰り返し、現在は通院中です。年に1度くらいアルバイトに行きますが、1週間くらいしか続きません。

夫の定年を間近に控え、経済的なことも心配なので、息子をなんとか就職させなければ、という焦りがありますが、適当な就職先が見つかりません。息子にあった仕事を探してあげたいと思っています。

A まず「本人が仕事についてどのように思っているのか」ということについて、聴きたいところです。年に1度アルバイトに行くとのことですが、そのほかの日はどのように過ごされているのかを聴く必要があります。また、お母さんには「仕事に就かせたい」という気持ちが強くありますが、本人は、「働きたい」と考えているのか、「年に1回くらいで精一杯」と考えているのか、本人の気持ちを知りたいところです。また、病状のゆれが激しい方とのことなので、就労することについて、主治医がどのように考えているのかを相談・確認してもらうことも重要です。

本人に就労したいという気持ちがある場合、情報提供できるものとしては、ハローワークの専門援助窓口、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、OSAKAしごとフィールドがあります。本人の相談内容に応じて、こういった就労支援のさまざまな機関を紹介することが考えられます。

また、すぐに就労は無理だが訓練等を受けてみたいという場合は、障害者総合支援法の訓練等給付として、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所もありますので、そういったところ

を活用して就労を目指していくということも考えられます。

なお、焦る気持ちから「就職したい」という訴えをされる人もいます。就職ありきではなく、障がい年金等を受給することにより、経済的な不安が軽減して、安心して生活を送れるようになることもあります。「就職したい（させたい）」という訴えの背景にどのような思いがあるのかを考えながら相談を受ける事が大切です。

### (3) 同じ立場の友人がほしい方

Q <29歳の男性からの相談です>

大学生のときにそううつ病になり、その後、現在まで通院・服薬を続けています。当時からの友人は、病気のことを知った上で話を聴いてくれ、友人関係は続いているものの、仕事や結婚のことなど、自分と状況が違うため、だんだん話題が合わなくなってきて、会った後も気持ちがすっきりしません。特に病気の辛さについてはなかなかわかってもらえず、最近では会っても話題が途切れがちです。

病気のつらさを共有できるような友人ができればと思いますが、どこで見つければよいかわかりません。

A 病気で悩む人が同じ立場の人と話してみたい、経験を分かち合いたいというのは自然なことです。また、精神障がい者相談員自身が病気の経験がある場合は、お互いの経験を語ることで、この悩みに応じられるかもしれません。デイケアや地域活動支援センター、就労継続支援事業所（A型・B型）などに通うことで、同じ経験を持つ方と出会えることもあるでしょう。

また、団体の活動としては、大阪では府域全域をカバーする大阪精神障害者連絡会（愛称：ぼちぼちクラブ）があります。精神障がい者当事者が、悩みや苦しみなどの体験をわかちあうための電話相談を行っていますので、こちらを紹介するのも一つの方法です。

それ以外にも、地域によっては、セルフヘルプグループ（自助グループ）があるところもありますので、地元市町村の精神障がい担当窓口や障がい者相談支援事業所、地域活動支援センター等でそのような情報がないか確認してみるのもよいでしょう。

#### (4) 服薬に不安を感じている方

Q <25歳の女性からの相談です>

2年前に発病し、入院を経た後、現在まで通院服薬をしています。主治医からは統合失調症と言われていました。

現在、幻聴を軽減する抗精神病薬や、不安を抑える抗不安薬、副作用止めと便秘薬を朝昼晩飲むように言われており、寝る前には睡眠薬を追加で飲みます。最初は薬がなかなか合いませんでしたが、現在はうまく合っており、この半年ほどは同じ薬で安定しています。

主治医は薬を「飲んでおくように」と言います。自分でも、発病当時よりは、うまく合っていると感じてはいるものの、「この先いつまで飲み続ければよいのか」と、漠然とした不安を感じています。

このまま薬を飲んでおいたほうがよいでしょうか。

A 主治医が一定の治療方針のもと判断している薬の問題については、相談員が判断せず、「服薬の継続の時期については、医療的なことですので」と、主治医の先生と話し合ってもらうようにアドバイスをします。本人の薬に対しての不安や心配を受け止めた上で、主治医に気持ちを伝えて薬のことも確認してみるよう伝えましょう。その際、基本的な知識として、統合失調症などの精神疾患の治療では、通院・服薬は非常に重要で長期間の服薬が必要となることが多いことや、服薬中断が再発につながる人が多いこと、薬の量やその反応には個人差が大きいこと、主治医との相談が重要であることを基礎知識として知っておいてください。

また、相談員が、日頃から精神障がい者と交流し、通院服薬しながら、いきいきと暮らしている精神障がい者の人の姿を知っていれば、「薬を飲みながらいきいきと暮らしている人もいますよ。」というようなアドバイスをすることもできるでしょう。





大阪府福祉部障がい福祉室

令和5年3月発行

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

TEL : 06-6941-0351 (代表)

FAX : 06-6944-2237

ホームページアドレス

[http://www.pref.osaka.lg.jp/s\\_shogaifukushi/](http://www.pref.osaka.lg.jp/s_shogaifukushi/)